

福島県水素エネルギー普及拡大事業
(水素利活用スタートアップ支援事業/燃料電池小型トラック運用事業)
補助金実施要領

「福島県水素エネルギー普及拡大事業(水素利活用スタートアップ支援事業/燃料電池小型トラック導入事業) 補助金」(以下「補助事業」という。) については、福島県水素エネルギー普及拡大事業(水素利活用スタートアップ支援事業/燃料電池小型トラック運用事業) 補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号)に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

(目的)

第1条 県は、水素エネルギーの普及拡大を通し、将来における水素社会の実現につなげるため、燃料電池小型トラックを県内で運用する県内法人(以下「補助事業者」という。) に対して支援を行う。

(補助金交付申請)

第2条 交付要綱第7条に基づき補助金の交付を希望する者は、要綱様式第1号に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 事業計画書(交付要綱 様式第1号の別紙1)
- 二 収支予算書(交付要綱 様式第1号の別紙2)
- 三 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書(交付要綱 様式第1号の別紙3)
- 四 補助事業者の登記簿謄本又は現在事項(又は履歴事項) 全部証明書
- 五 県税の未納が無いことを確認できる書類
- 六 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。) の「グリーンイノベーション基金事業/スマートモビリティ社会の構築」で実施される「商用電動車普及に向けたエネルギーマネジメントシステムの構築・大規模実証」の一環として運用する予定の車両であることが確認できるもの。
- 七 補助を受けようとする年度における燃料電池小型トラックのリースに係る費用の見込額が確認できるもの。
- 八 運用する燃料電池小型トラックと同車格のディーゼルトラックの運用に係る費用相当額が確認できるもの
- 九 その他知事が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第3条 交付要綱第15条第1項2号にいう「事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。

- 一 事業主体の変更
- 二 事業の中止又は廃止
- 三 燃料電池小型トラック運用計画の大幅な変更を伴う事業計画の変更

(実績報告)

第4条 補助事業者が交付要綱第18条に基づく実績報告を行う場合は、交付要綱様式第5号に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 事業実施結果書（交付要綱様式第5号の別紙1）
- 二 収支決算書（交付要綱様式第5号の別紙2）
- 三 自動車検査証の写し
- 四 NEDOの「グリーンイノベーション基金事業/スマートモビリティ社会の構築」で実施される「商用電動車普及に向けたエネルギーマネジメントシステムの構築・大規模実証」の一環として燃料電池小型トラックの運用を行った事実が確認できる書類
- 五 領収書又は支払いを証する書類
- 六 その他知事が必要と認める書類

(関係書類の提出先)

第5条 補助事業の実施に係る補助金交付申請書等の関係書類の提出先は、福島県企画調整部エネルギー課とする。

(その他)

第6条 補助事業の実施につき運用上の疑義が生じた場合は、その都度県と補助事業者が協議し、互いに円滑な運用に努めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月21日から施行する。